

損害保険契約における 法人による保険事故招致免責

岡 田 豊 基

- [1] はじめに
- [2] 判例の動向
 - 1. 最高裁判決の概要
 - 2. 最高裁判決にみる論点
 - 3. 主な下級審判決
- [3] 商法641条等の立法趣旨
 - 1. 商法641条の立法趣旨
 - 2. 保険法17条の立法趣旨
- [4] 第三者による保険事故招致
- [5] 法人による事故招致
 - 1. 法人による事故招致の解釈
 - 2. 判例の検討
- [6] おわりに

[1] はじめに

商法641条は、保険契約者または被保険者（以下、「保険契約者等」ということがある。）の悪意または重過失により生じた損害について保険者を免責する旨を定めている。また、たとえば、火災保険契約等の損害保険会社が取り扱う物保険に関する約款には、「保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

の故意もしくは重大な過失または法令違反」によって生じた損害または傷害に対しては、保険会社は保険金を支払わない旨を定めることが多い（以下、「免責条項」という場合、原則として、本条項をいう⁽¹⁾）。それゆえに、保険契約者等が法人の場合、法人自らの事故招致が考えられるのか否か、考えられるとすれば、いかなる場合がそれにあたるのかが問題となる。

この問題について、最高裁は、生命保険契約（集団扱定期保険契約）⁽²⁾に関し、平成14年10月3日判決（【1】）において、損害保険契約（火災保険契約）⁽³⁾に関し、平成16年月6日10日判決（【2】）においてそれぞれ

- (1) 住宅火災保険普通保険約款2条1項1号（平成7年2月1日版）等。傷害保険契約の約款では、「保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意」あるいは「保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意」によって生じた傷害に対しては、保険金を支払わない旨が定められている（傷害保険契約普通保険約款3条1項2号・3号）。これに対して、生命保険契約の約款では、保険金受取人が死亡保険金受取人の場合、「被保険者の自殺」ないし「保険契約者または死亡保険金受取人の故意」により被保険者が死亡したとき、死亡保険金、高度障害保険金を支払わない旨を定めるのが一般的であり、損害保険会社を取り扱う保険に関する約款と異なり、保険契約者等が法人の場合については明記していない（日本生命保険相互会社による有配当終身保険1条1項等）。
- (2) 民集56巻8号1706頁，裁時1325号336頁，判時1804号122頁，判タ1109号139頁，金判1166号17頁。判批等，山下典孝・判タ1115号77頁（2003年），竹瀆修・判評537号38頁（判時1831号200頁）（同），出口正義・NBL770号105頁（同），石田清彦・法学教室272号114頁（同），石原全・ジュリ1246号（平成14年度重要判例解説）103頁（同），甘利公人「法人による被保険者故殺」上智法学論集46巻3号1頁（同），高部真規子・ジュリ1245号192頁（同），同・法曹時報56巻12号2960頁（2004年），藤田勝利・リマークス28号114頁（同），後藤元・法協121巻2号286頁（同），丸地明子・判タ1154号（平成15年度主要民事判例解説）150頁（同），榊素寛・商事法務1802号45頁（2007年）等。
- (3) 民集58巻5号1178頁，判時1864号168頁，判タ1159号114頁，金判1202

損害保険契約における法人による保険事故招致免責

判示している。

これら2つの最高裁判決により、法人を保険契約者等とする生命保険契約（集団扱定期保険契約）と損害保険契約（火災保険契約）における保険事故招致について一応の結論が出されたわけであるが、両判決に対しては様々な意見があることから、この問題について検討する余地がある⁽⁴⁾と考える。これらのうち、生命保険契約に関しては【1】を中心にして拙稿ですでに検討している⁽⁵⁾ので、本稿では【2】を中心とした損害保険契約について検討する。

[2] 判例の動向

1. 最高裁判決の概要

【2】最判平成16年16月6日10日

<事実の概要>

(1) A有限会社は、平成元年6月16日、Y損害保険会社（被告・被控訴人・上告人）との間で、3階建て店舗事務所について火災保険契約を締結した。本件保険契約には免責条項があった。

X信用組合（原告・控訴人・被上告人）は、昭和60年3月25日、A会

号2頁、金法1720号36頁。判批等、吉田健司・ジュリ1277号125頁（2004年）、同・法曹時報59巻1号159頁（2007年）、河津博史・銀行法務21・48巻13号（639号）45頁（2004年）、民事法情報216号36頁（同）、山下典孝・NBL799号41頁（同）、大澤康孝・民商132巻2号226頁（2005年）、梅村悠・損保研究67巻2号283頁（同）、山下丈・ジュリ1291号（平成16年度重要判例解説）113頁（同）、鎌形史子・判タ1184号（平成15年度主要民事判例解説）138頁（同）等。

(4) 拙稿「生命保険契約における法人による被保険者故殺免責」生保論集157号109頁（2006年）。

(5) 拙稿「損害保険」山野嘉朗＝山下丈＝塩崎勤編『保険関係訴訟（専門訴訟講座第7巻）』（民事法研究会）（未刊）において「第三者による保険事故招致」について論じているが、拙稿ではこの問題について論じきれなかった事柄もあることなどから、本稿において再度検討する。

社との間で信用組合取引契約を締結した。A会社は、平成元年7月7日、X組合に対し、前記信用組合取引契約に基づいて、現在および将来負担する債務を被担保債務とし、極度額を4億800万円と定め、A会社が本件保険契約に基づいて有する債権に質権を設定し、同日、Y会社の承諾を得た。X組合は、前記信用組合取引契約に基づき、平成4年6月30日、A会社に対し、A会社が破産宣告を受けたときを期限の利益喪失事由とする約定の下に、4億1000万円を貸し付けた。A会社は、平成5年7月23日午前11時、破産宣告を受け、破産管財人が選任された。

平成6年3月31日、本件建物が火災により全損した。本件火災当時の本件建物の価額は2369万5000円である。本件火災は、破産宣告当時A会社の代表取締役であったBの放火によるものであった。X組合は、本件火災当時、A会社に対して前記貸金につき4億716万4615円の残元本債権を有しており、平成8年2月28日、前記質権に基づく取立権の行使として、Y会社に対して保険金3000万円の支払を求めて提訴した。

これに対して、Y会社は、本件火災は、保険契約者兼被保険者であるA会社の代表取締役Bの放火によるものであり、取締役の故意による事故招致であるとして、本件免責条項に基づく免責を主張した。

(2) 第1審・大阪地判平成9年1月20日(判時1707号174頁)【3】は、次のような理由で、本件免責条項に該当するとして、X組合の保険金請求を棄却した。

本件の問題は、破産宣告によって従前の取締役は当然に退任するかどうかであるが、会社と取締役との間の法律関係は委任であるから、民法653条によると、委任者である会社が破産した場合には委任は終了するが、その理由とするところは、破産会社の財産の管理処分権限が管財人に専属するために委任の目的を達成できなくなったことによるものであると考えられ、したがって、破産会社の財産の管理処分以外の事務については当然に会社・取締役間の委任関係は終了せず、従前の取締役が事務の遂行にあたと解され、また、取締役には会社を破産に至らしめた

損害保険契約における法人による保険事故招致免責

責任が問われるべきであり、その意味からも破産会社の財産の管理処分以外の事務については従前の取締役役に遂行させるのが当然であることから、BはA会社が破産宣告を受けた後もその取締役としての地位は失っておらず、本件免責条項の保険契約者または被保険者の法定代理人といふことができる。

(3) 原審・大阪高判平成11年9月30日(判時1707号171頁)【4】は、次のように判示して、第1審判決を変更し、X組合の保険金請求を一部認容した。

本件の問題は、本件免責条項が破産宣告前の取締役の故意により生じた損害にも免責を認める趣旨のものであるか否かということであるとともに、当事者の意思解釈の問題でもある。すなわち、会社の取締役は、保険契約者、被保険者またはその法定代理人と同視できる立場にあるから、取締役が招致した損害について一定の限度で免責されるところに合理的理由がないとはいえず、したがって、本件免責条項では、取締役が、保険契約関係にかかわり得る者であり、あるいは保険の目的を維持管理すべき立場にあり、保険の利益を受ける者であることが基本的な前提とされていると解される。それゆえに、従前の取締役は、会社の破産により当然退任すると解する場合はもとより、一定の限度で取締役の地位を保持すると解する場合にも、会社財産の維持管理ないし処分に関わる余地がなくなるから、本件免責条項が前提とする取締役とは、その性格が著しく異なるものになり、取締役ということばで普通に理解される立場の者とも著しく異なるものになるゆえに、本件保険契約の当事者の意思は、このような従前の取締役は本件免責条項に規定する取締役には該当しないとするとところにあると解するのが相当である。

<判旨>破棄自判。

「商法641条は、損害保険において、保険契約者又は被保険者の悪意又は重大な過失により生じた損害については、保険者は、てん補責任を免れる旨を定めているが、その趣旨は、保険契約者又は被保険者の故意

又は重大な過失によって保険事故を招致した場合に被保険者に保険金請求権を認めるのは、保険契約当事者間の信義則に反し、又は公序良俗に反するものであることによるものと解される。

本件免責条項は、同様の趣旨から、保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害についての保険者の免責を定めるとともに、保険契約者又は被保険者が法人である場合における免責の対象となる保険事故の招致をした者の範囲については……『その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関』と定め、理事、取締役の地位にある者については、業務執行権限の有無や保険の目的物を現実管理していたか否かなどの点にかかわらず、例外なく免責の対象となる保険事故を招致した者に含まれることを明らかにしている。

本件免責条項が……保険契約者又は被保険者が法人である場合における免責の対象となる保険事故の招致をした者の範囲を明確かつ画一的に定めていること等にかんがみると、本件免責条項にいう『取締役』の意義については、文字どおり、取締役の地位にある者をいうものと解すべきである。そして、有限会社の破産宣告時に取締役の地位にあった者は、破産宣告によっては取締役の地位を当然には失わず、社員総会の招集等の会社組織に係る行為等については、取締役としての権限を行使し得ると解されるから、上記『取締役』に該当すると解するのが相当である。』

2. 最高裁判決にみる論点

【2】に基づけば、まず、保険者の免責事由を定める商法641条の立法趣旨を明らかにすることが必要である。そして、保険証券にその氏名・商号等が記載されている保険契約者等（以下、保険契約者等とは、原則として、この意味とする。）とは異なる第三者が保険事故を招致した場合、保険契約者等の事故招致として考えられる否か、考えられるとする場合、いかなる根拠なのかを検討する必要がある。そして、【2】の

損害保険契約における法人による保険事故招致免責

事案のごとく、保険契約者等が法人の場合、前述のように、法人自らの事故招致が考えられるのか否か、考えられるとすれば、いかなる場合がそれにあたるのが問題となる。

この場合、免責条項の「保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関」の意義を明らかにする作業を行うことになるが、それは、つまり、保険契約者等と法律上または事実上何らかの関係にある自然人である第三者による保険事故招致を、保険契約者等のそれと同視して、保険者免責を認めることができるか否かということを明らかにすることになる。

すなわち、保険契約者等は、かかる第三者による保険事故招致を保険契約者等のそれと同視して責めに任じなければならないか否かということになるので、この場合に問題となるのは、保険契約者等の責めに帰すべき事由が存在しない場合にも、保険契約者等は第三者の行為について責めに任じなければならないかということであり、また、当事者の合意によって保険者が免責される保険事故招致者が約定されていない場合、任意規定とされる商法641条の解釈として、第三者の保険事故招致を⁽⁶⁾保険契約者等のそれと同視すべきか否かということである。

3. 主な下級審判決

【5】大阪地判平成9年6月13日（判時1613号144頁・判タ960号265頁）

（会社の代表者ないしこの者と意を通じた会社関係者）

<事実の概要>

繊維製品の製造等を業とするX株式会社（原告）は、Y損害保険会社（被告）との間で、工場を目的とする火災保険契約を締結していたところ、平成4年2月、火災により工場内の機械と商品が消失し（前件火災）、1億円の保険金を受領した。その後、X会社は、Y会社との間で、同年

(6) 坂口光男「保険事故の招致と保険者免責」『保険契約法の基本問題』61頁（成文堂・1996年）。

3月12日から平成6年1月9日にかけて店舗総合保険契約を、同年1月6日に利益保険契約をそれぞれ締結した。

同年7月28日、本件工場および工場内の家財その他の動産が全焼した(本件火災)。そこで、X会社がY会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社は、本件火災はX会社の代表者A等の故意によって招致された火災であるから免責されるとして、保険金の支払を拒否した。
＜判旨＞請求棄却。

本件火災の原因については、(1)①消防士による火災原因判定書では、タバコが出火原因と推定されているが、本件火災がタバコの火を原因とするものとは考え難いこと、②タバコ以外で、本件火災の原因として想定できるのは、電気関係と放火であるが、電気関係が本件火災の原因であるとは考えられないこと、③外部の者による放火の可能性も考え難いこと、(2)X会社関係者の放火の可能性を検討すると、④X会社の代表者Aには放火により火災保険金を取得する動機があったこと、⑤前件火災の約2年5か月後に同一場所でほぼ同じ時刻に本件火災が発生したこと自体不自然であるところ、⑥X会社は、本件火災の直前に借りていた倉庫を解約し、倉庫に保管していた材料等をすべて本件工場に運び込んだり、売れる見通しが立っていないのに大量に生産していた商品を損害額として申告していること、⑦本件火災の発見状況や消火活動の態様等についてのX会社の代表者Aの供述、言動は不自然であること等を総合すると、本件火災は、X会社の代表者Aまたはこれと意を通じたX会社関係者によって故意に招致された火災であると推認するのが相当である。

【6】浦和地判平成9年9月3日(判タ956号252頁)(会社の代表者ないしこの者から依頼を受けた第三者)

＜事実の概要＞

X有限会社(原告)は、Y損害保険会社(被告)との間で、経営するカラオケボックス店を目的として、平成4年11月1日に積立動産総合保

220 (782)

損害保険契約における法人による保険事故招致免責

険契約を、平成5年10月29日に店舗総合保険契約をそれぞれ締結した。

平成6年4月18日早朝、火災が発生し、本件店舗と店舗内の什器備品等が焼失したので、X会社がY会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社は、本件火災はX会社の代表者Aの故意または過失により発生したものであるから免責されるとして、保険金の支払を拒否した。

＜判旨＞請求棄却。

(1) ①本件火災は、本件店舗閉店の約2時間後に発生したものであること、②出火原因は、閉店後何者かが店舗内に侵入し、ライター等でカウンター席北から5番目の椅子座面に着火してなされた放火であること、③本件火災発生時、店舗の出入口は表口・裏口とも施錠されていたこと、④放火犯人は鍵を使用して本件店舗内に侵入した可能性がきわめて高いこと、⑤X会社の経営状態は赤字が続いており、その資金繰りは相当厳しい状態であったこと、⑥本件店舗については、平成3年10月にも火災が発生し、X会社は、この前件火災により火災保険金を受給していることなどの事実が認定される。

(2) X会社の代表者Aがもっとも直接的な動機を有していたものと認められ、この者の店舗の鍵の所在についての供述内容は客観的証拠と符合せず、供述の変遷の理由としては不十分であり、この者のアリバイに関する供述の変更も不自然である。

(3) これらの諸事情を総合勘案すると、本件火災は、その具体的な行為態様および放火の実行犯は不明であるものの、鍵の所持者であるX会社の代表者A自身あるいはこの者の依頼を受けた第三者の故意行為により発生させたものと認めるのが相当である。

【7】大阪地判平成9年10月3日（判タ984号241頁）（実質上の会社の代表者⁽⁷⁾）

＜事実の概要＞

(7) 控訴審・大阪高判平成10年5月27日（判タ984号238頁）の判旨は、本件判旨と同旨である。

宅地造成および販売業を営むX株式会社（原告）は、所有する4階建の旅館を目的として、Y₁損害保険会社（被告）との間で店舗総合保険契約を、Y₂損害保険会社（被告）との間で火災保険契約をそれぞれ締結した。

平成6年4月、本件建物が火災で2階の全部と3階の一部が焼失したとして、X会社がY₁会社およびY₂会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y₁会社らは、本件火災は、X会社の代表者の夫で、実質的な代表者であるAまたは同人から指示を受けた者が故意に放火したことにより発生したものであるから免責されるとして、保険金の支払を拒否した。

<判旨>請求棄却。

Aが型枠大工にすぎないBに本件建物の内装工事を請け負わせ、Bは工事が約1割を残した未完成の状態で大件建物から引き揚げた後の無人の状態で大件火災が発生したが、①消防署の火災原因判定が、本件火災の原因を、出火時の状況、出火場所、燃焼形態および火源となるものがなかったこと等から、何者かによる放火と断定したこと、②X会社は、本件火災当時、バブル経済の崩壊による不動産価格の下落により資金難に陥っていたところ、平成2年に競売により本件建物を敷地とともに取得し、2年近く放置していたのに、Aは、本件火災発生のしばらく前に重複してY₁会社らと本件保険契約を締結し、具体的な転売先も賃貸先も見つかっていないのに、大阪在住のBを本件建物のある石川県にまで派遣して、大工仕事である内装工事を請け負わせたこと、③Bの工事はきわめて杜撰であったこと、④第三者による放火を疑わせる事情のなかったこと等を総合勘案すれば、本件火災はX会社の実質的な代表者であるAまたは同人の指示を受けた者による放火であると推認するのが相当である。

【8】岡山地判平成10年5月25日（判タ989号240頁）（会社の代表者）

<事実の概要>

損害保険契約における法人による保険事故招致免責

ビデオレンタル店を経営していたX有限会社（原告）は、平成4年10月28日、Y損害保険会社（被告）との間で、本件店舗を目的として店舗総合保険契約を締結した。

平成5年2月1日深夜、本件店舗から出火し、店舗内の設備・什器・商品等を焼失したので、X会社がY会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社は、本件火災の出火原因はX会社の代表取締役Aの故意または重大な過失行為にあるから免責されるとして、保険金の支払を拒否した。

＜判旨＞請求棄却。

(1) ①本件火災は、本件店舗南西部分から出火し、延焼拡大したものと推定されること、②本件火災を捜査した警察や調査にあたった消防署は、タバコの不始末や放火の疑いがあるとしており、最終結論を留保していること、③本件火災当時、X会社は相当程度資金繰りに逼迫していたこと、④X会社の代表取締役Aは、タバコの不始末から本件火災が発生したものであることをことさら印象づけようとする言動をしていること、⑤鑑定結果に照らすと、本件火災については、それが過失による偶発的事故とすると、必ずしも十分に説明できない不自然、不合理な種々の事情が存在すること、⑥Aは、消火器を用いた初期消火活動を行っていないこと、⑦Aの本件火災前の行動に関する供述は一貫性を欠くことなどがいえる。

(2) 本件火災は、Aの放火によるものであることを直接に証明する証拠はないが、Aが放火したものと推認するのが相当である。

【9】前橋地判平成10年6月26日（判タ1027号259頁）（会社の代表者ないしこの者の意を受けた者）

＜事実の概要＞

X株式会社（原告）は、本件建物で旅館業を営んでいた会社である。X会社の代表者Aは、平成8年4月18日、Y₁損害保険会社（被告）との間で、本件建物につき長期総合保険契約を締結した。また、Aの母B

は、平成6年9月15日、Y₂損害保険会社（被告）との間で、本件建物につき店舗総合保険および長期総合保険契約を締結した。

平成8年5月3日、本件建物より火災が発生し、本件建物とその家財のすべてが焼失した。X会社が、本件火災により発生したAとBの保険金請求権の譲渡を受けたとして、Y₁会社らに対して、総額4720万円の保険金の支払を求めたところ、Y₁会社らは、本件火災は、AおよびB、あるいはこれらの者の指示を受けた者、または、AおよびBに代って本件建物を事実上使用管理する地位にある者の放火、もしくは重過失により発生したものであるから免責されるとして、保険金の支払を拒否した。＜判旨＞請求棄却。

①消防署では、本件火災を放火によるものと判断しており、関係者の言動からすると、内部関係者による放火の可能性があること、②X会社は債務超過の状態にあり、X会社の経営状態は苦しかったこと、③本件建物は約7000万円であるにもかかわらず、保険金額が9000万円を超える保険契約等を締結していること、④本件建物と敷地は競売中であるので、本件建物が火災となって保険金が入っても、建物を再築することは困難であったこと、⑤Aらが多額の保険金額の保険契約を締結した動機はきわめて不自然であること等を総合勘案すれば、本件火災は、保険契約者あるいは被保険者の意を受けた者の故意によって招致されたものと推認せざるを得ない。

【10】大阪地判平成10年12月25日（判時1702号159頁）（会社の代表者ないしこの者の指示を受けた者）

＜事実の概要＞

X株式会社（原告）は、平成7年1月30日、Y損害保険会社（被告）との間で、X会社がAから借りている土地上に所有する本件建物を目的とした火災保険契約を締結した。同年2月15日、火災により本件建物の一部が焼失し、保険金を受け取った。

同年4月21日、保険金額を増額したところ、同年10月16日、本件火災

損害保険契約における法人による保険事故招致免責

により本件建物等が焼損した。X会社がY会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社は、本件火災の状況および背景事情を総合すると、本件火災はX会社の代表者Bあるいはその指示を受けた協力者が故意に放火したものであることは明らかであることから免責されるとして、保険金の支払を拒否した。

＜判旨＞請求棄却。

①本件火災の出火場所が本件建物内の2カ所であったこと、②本件建物の電気ガスの供給状況や施錠状況に照らして、何者かが本件建物内に侵入して出火場所に灯油を撒いて点火し放火したと認められること、③本件建物内に侵入するためには、合鍵を使用して解錠するか入口をこじ開ける必要があるが、本件火災の消火時にこじ開けた以外には本件建物にこじ開けられた形跡がなく、本件火災の放火犯人が合鍵を使用して侵入したと認められること、④Bと対立関係にあった本件建物のテナント関係者や商品納入業者などが本件建物に合鍵を使用して侵入することは施錠状況から不可能であったこと、⑤X会社の経済状態がかんばしくなかったこと、⑥Bの本件火災発生当時の所在ないし行動が明らかではないことを合わせ考慮すると、本件火災は、X会社の代表者Bまたはその指示を受けた者が本件建物内に合鍵を用いて立ち入り、出火場所に灯油を撒いたうえ、放火したことによって生じたものであると推認される。

【11】福岡地判平成11年1月28日（判時1684号124頁・判タ1029号264頁）

（監査役・コンサルタント）

＜事実の概要＞

X株式会社（原告）は、平成6年4月13日、Y₁損害保険会社（被告）との間で、同年6月15日、Y₂損害保険会社（被告）との間で、X会社の店舗内の商品等を目的とした火災保険契約をそれぞれ締結した。

同年7月16日、火災により商品等が焼失した。X会社がY₁会社らに対して保険金の支払を請求したところ、Y₁会社らは、本件火災の状況および背景事情を総合すると、本件火災がX会社の取締役あるいはX会

社を実質上経営する監査役Aによる放火であることから免責されるとして、保険金の支払を拒否した。

<判旨>請求棄却。

①本件火災の出火場所が建物内の作業台付近であったこと、②建物は施錠されていたこと、③X会社の経営状態はかんばしくなかったこと、④本件保険契約の締結が本件火災と近接していること、⑤本件保険契約はX会社の在庫価格に照らして著しく高額な保険金額を目的として締結されたこと等を総合すれば、本件火災がX会社の関係者による放火によるものであったと考えられ、⑥AがコンサルタントとしてX会社の経営に関与するようになってから、回収の見込みのない多額の資金をX会社に投入したこと、⑦本件保険契約がX会社の代表者等ではなくAの主導で締結され、保険料はAが立て替えたこと、⑧Aが本件火災後、X会社の代表者等の依頼もないのに、保険金の全額をY₁会社に対しきわめて強い調子で請求したこと等を総合考慮すれば、本件火災がAによる放火であったと認めるのが相当であり、AがX会社の経営に深く関与していたとはいえ、監査役にすぎず、本件建物を事実上管理していたわけではないから、「理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関」に該当するということはできず、免責特約による免責は認められないが、X会社がAの指示に全面的に従って経営再建を図るとの契約を締結し、実際にもAの指示に従い経営に当たるなど、経営面でAに全面的に依存していたものであるから、Aと密接な関係にあったX会社がAの放火による本件火災に基づく保険金の支払を請求することは信義誠実の原則に反し、許されないというべきである。

【12】札幌地判平成11年6月10日（判タ1041号261頁・金判1099号37頁）
（危機管理⁽⁸⁾者）

<事実の概要>

(8) 控訴審・札幌高判平成11年10月26日（金判1099号35頁）の判旨は、本件判旨と同旨である。

損害保険契約における法人による保険事故招致免責

X有限会社（原告）は、平成9年3月9日、Y損害保険会社（被告）との間で、X会社が所有するパチンコ店を目的として店舗総合保険契約を締結した。

同年7月9日、X会社の従業員Aが本件店舗に放火し、焼損等の損害が生じた。X会社がY会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社は、AはX会社の実質的経営者であり、本件保険契約の免責特約および商法641条により保険金支払を免かれるとして、保険金の支払を拒否した。

<判旨>請求棄却。

X会社の代表者が資金繰りおよびパチンコ台の釘調整等をするほかは、パチンコ店における営業の実際のほとんどをAがしており、その一環としてパチンコ店を管理していたこと、Aは保険金をX会社に取得させ、パチンコ店の経営再建を図るために放火したものと認められる。

保険契約者等による保険事故招致が保険者免責とされた理由は、信義誠実の原則に反することと公益上の見地によるものであり、「法人の法定代理人を更に具体化したといえる『法人の業務を執行するその他の機関』の意義については、実質的にみて法人の機関又はこれに準ずる地位にある者としてその業務を執行していると認められる者をいうと解するのが相当であり、必ずしも形式的に理事、取締役等の地位にある者でなければならぬとする理由はな」く、Aの業務内容および放火の目的から、Aがこれに該当する。

商法641条における「保険契約者又ハ被保険者」とは、いわゆる代表者責任の理論によると、Aはパチンコ店を管理していたことから、これに該当し、いわゆる自己責任主義によっても、保険金請求を認めることが信義誠実の原則に反しないか否か、公益上の見地から保険事故の発生・増加による弊害を防止する必要があるか否かなどを検討する必要があるが、Aの業務内容および放火の目的からすると、これに該当する。

【13】東京地判平成12年9月27日（判タ1073号200頁・金判1107号43頁

・判時1733号128頁）（実質上の会社の代表者ないしこの者の意を受けた者）

<事実の概要>

X₁株式会社（原告）は、Y損害保険会社（被告）との間で、X₁会社所有の本件建物5棟を目的として3個の火災保険契約を締結し、X₂株式会社（原告）は、Y会社との間で本件建物内の商品につき5個の店舗総合保険契約および営業利益保険契約を締結した。X₁会社とX₂会社の代表者Aは、両会社の実質的経営者であるBの妻である。

保険契約締結の約1か月後に本件建物で火災が発生し、本件建物の一部および本件商品が消失した。X₁会社らがY会社に対して保険金を請求したところ、Y会社は、本件火災は、X₁会社らもしくはその指示を受けた者による放火であることから免責されるとして、保険金の支払を拒否した。

<判旨>請求棄却。

①客観的状况から本件火災は放火であり、本件建物の所在場所、人通り、周囲の状況などから、X₁会社らに無関係な第三者による放火とは考えにくいこと、②X₁会社らおよびその関連会社では、過去に多数の不審火ないし放火による火災が発生していること、③Bは、現在、X₁会社らの経営に行き詰まり、過去にも多額の保険金を取得した経験があることから、十分な放火の動機が存在すること、④実兄2人が、別件の刑事事件あるいは民事事件の法廷で、Aが放火に関与している旨の供述をしていることなどの諸事情に照らすと、放火の実行者および具体的機序は不明であるが、本件火災はBまたはその意を受けた者が本件建物に放火したため惹起されたものと認めるのが相当である。

保険の目的に放火したBは「保険契約締結時の会社の取締役ではないが、契約直前までは、代表取締役であったこと、……実質的な経営権は依然としてBが掌握しており、会長と呼ばれていたことなどの諸事情を勘案すれば、原告らの業務を執行する機関と同一の立場であり」、した

損害保険契約における法人による保険事故招致免責

がって、免責条項所定の「法人の業務を執行するその他の機関」に該当するものとするのが相当である。

【14】東京地判平成12年11月21日（判タ1093号283頁）（実質上の会社の代表者ないしこの者の意を受けた者）

<事実の概要>

A有限会社は、平成6年10月13日、Y損害保険会社（被告）との間で、所有する本件建物を目的として、保険金額を7000万円とする火災保険契約を締結したところ、同年11月2日、本件建物は火災により全焼した。

そこで、X（原告）は、債務者をA会社、第三債務者をY会社とする債権差押命令の申立てをし、本件保険契約に基づく保険金請求権について差押命令を得たので、取立権を取得したとし、Y会社に対し、保険金の一部である3700万余円の支払を求めた。

これに対し、Y会社は、本件火災は、Bと意を通じた関係者の放火により発生したものであるところ、BはA会社の「取締役」あるいは「法人の業務を執行する機関」にあたることから免責されるとして、保険金の支払を拒否した。

<判旨>請求棄却。

Bが本件建物への放火をCに指示し、CがこれをDに指示したものと推認することができ、BがA会社の代表者である取締役に就任したのは平成11年4月9日であって、本件保険契約締結当時の取締役は他の者であったものの、A会社を含む関連5社の実態、保険契約締結の経緯等によれば、A会社の実質上の経営者はBであったと認めるのが相当である。

【15】青森地判平成13年8月28日（判タ1086号283頁）（会社の代表者ないしその関与者）

<事実の概要>

造園業を営むX₁有限会社（原告）およびその代表者X₂（原告）は、所有する建物および家財について、Y₁損害保険会社（被告）とY₂損害保険会社（被告）との間で、それぞれ火災保険契約を締結していたとこ

ろ本件建物および家財が火災事故により焼失した。

そこで、 X_1 会社らは、 Y_1 会社らに対して、本件保険契約により保険金の支払を請求し、保険金請求権を差押えないし譲り受けたとするその余の原告らも、同様にして保険金の支払を請求した。これに対し、 Y_1 会社らは、本件火災事故は X_1 会社側の故意ないし重過失により発生したものであるから免責されるとして、保険金の支払を拒否した。

<判旨>請求棄却。

①本件火災当時、 X_1 会社らは手形の不渡事故を起こすなど経済的に困窮状態にあったこと、②履災した建物の築造の動機は不明朗であること、③本件保険契約は本件火災に近接した時期に締結されており、保険料の支払方式も本件火災の直前に X_1 会社らの負担を軽減する方式に変更されていること、④本件火災当日の行動に関する X_2 の説明は客観的事実と矛盾する点が多く、内容的にも不自然で変遷した部分が見られること、⑤本件火災の出火場所や出火の状況等からすると漏電や失火等の可能性は乏しいし、罷災建物が出火当時施錠されていたことから、 X_2 ないしその関係者の放火の事実が窺えることなどの諸事情が認定される。そして、 X_2 は本件火災発生当時、本件火災を招致して保険金詐欺を敢行する強固な動機を有していたと認めるに十分であるうえ、 X_2 が本件火災に直接ないし間接に関与したとの疑いを払拭することもできないのであって、本件火災の客観的な発生状況もまた放火の疑いを強く示唆するもので、かつ、少なくとも X_2 が何らかの形で関与したことを窺わせるものであることから、本件火災は、多額の保険金を所得する目的で、 X_2 ないしその関与者が故意に招致したものである。

[3] 商法641条等の立法趣旨

1. 商法641条の立法趣旨

商法641条の定める保険事故招致はいかなる立法趣旨であろうか。この理論的根拠については、次のような見解が主張されている。

損害保険契約における法人による保険事故招致免責

(i) 一般責任論

この見解は、自ら招致した損害は自ら負担すべきであることは当然であり、これを他に転嫁することは認められず、民法の債務不履行や不法行為における一般責任論から説明する。この見解に対しては、保険金請求権は保険者・保険契約者間で締結された保険契約に基づくものであるから、損害賠償請求権とは異なっているゆえに、保険者免責の根拠を一般責任論で説明することは保険制度の特質を無視することになる、というのは、保険事故招致では、保険契約で約定された責任の範囲に属する⁽⁹⁾か否かが問題とされるからであると指摘される。

(ii) 偶然性欠如説

この見解は、保険事故は偶然な事故であることを要するが（商法629条）、保険契約者等による保険事故招致の場合には、事故の偶然性が欠けているからであると説明する。この見解に対しては、保険事故の偶然性とは、そもそも保険契約の成立時において、発生の可能性はあるが、発生の可否が不確定であるということの意味するものであると指摘され⁽¹⁰⁾る。

(iii) 条件成就説

この見解は、条件の成就によって利益を受けるべき当事者が信義則に反して条件を成就せしめたときは、相手方は条件が成就しなかったものとみなすことができる、という一般原則によって説明する。すなわち、この見解は、条件付法律関係にある当事者に対して求められる信義則と公益の見地から説明している。この見解は、保険契約者については信義則を、被保険者には信義則と公益をそれぞれあげるものと、双方について信義則と公益をあげるものとに分かれる⁽¹¹⁾。この見解に対しては、他人

(9) 近藤光男「法人（会社）における保険事故招致」佐藤進＝齋藤修『現代民法学の理論 上巻—西原道雄先生古稀記念—』512頁～513頁（信山社・2001年）。

(10) 近藤・前掲注(9)513頁。

のためにする保険契約（商法647条・675条）における保険契約者は保険事故の発生という条件成就によって利益を受ける者でないにもかかわらず、この者による保険事故招致も保険者免責とされていること、重過失による保険事故招致は必ずしも信義則違反とは解されないにもかかわらず、重過失による保険事故招致の場合にも保険者は免責されることになっていること等の説明が困難であると指摘される。⁽¹²⁾

(iv) 危険除斥説

この見解は、保険者が保険契約においてある危険を引き受ける場合、故意または重過失による保険事故招致のような主観的危険事情を排除することを前提とするものであると説明する。⁽¹³⁾この見解に対しては、この見解は現存の法則の叙述的説明にすぎず、危険が排除される根拠を積極的に明らかにしておらず、また、保険契約者はまったくの第三者と異なるのに、保険契約者の故意または重過失による保険事故招致も保険者側の異常な危険という形で包括されるか疑問でもありと指摘される。⁽¹⁴⁾

ところで、保険者の免責事由の趣旨は免責事由ごとに様々である。すなわち、損害保険契約においては、保険給付請求権者である被保険者の故意の保険事故招致は公益にかかわる免責事由とされ、保険契約者の重過失による事故の免責は、保険契約者側の主観的事情によるものであり、その趣旨は、保険収支の悪化防止、モラル・ハザード抑止、一般保険契約者からみた保険金支払に対する抵抗感など複合的であるとされる。⁽¹⁵⁾それゆえに、商法641条の定める保険事故招致の趣旨を検討する場合、保

(11) 山下友信『保険法』370頁～371頁（有斐閣・2005年）。

(12) 近藤・前掲注(9)513頁～514頁。

(13) 竹瀨修「会社従業員の保険事故招致—損害保険契約の場合—」損害保険研究65巻3＝4号364頁（2004年）。

(14) 近藤・前掲注(9)514頁。榊素寛「故殺・自殺・保険事故招致免責の法的根拠」黒沼悦郎＝藤田友敬編『企業法の理論（下巻）』309頁以下（商事法務・2007年）を参照。

(15) 山下・前掲注(11)363頁を参照。

損害保険契約における法人による保険事故招致免責

險契約者・被保険者の違い、これらの者の故意・重過失の違いをそれぞれ縦糸・横糸として検討する必要があると考えられる。その必要性は (iii) 条件成就説に対する指摘からも推認できる。そこで、本稿では、商法641条の定める保険事故招致の立法趣旨について、前述の違いを念頭に置きながら総合的に考えたい⁽¹⁶⁾。その場合、保険契約の性質に視座を定める。すなわち、保険契約とは、経済的制度である保険を法律上の制度として具体化した契約であり、保険とは、保険企業が、将来の保険金（実損填補金ないし定額給付金）の支払に備えて、あらかじめ保険契約者から徴集した保険料をもって、危険団体の内部で被保険者の有する危険（静態的かつ純粹危険）の分散義務を負担する制度であると解する⁽¹⁷⁾。この解釈によれば、被保険者の有する危険が保険契約者あるいは被保険者によりもたらされた場合、その危険は危険団体の内部で分散されるべき静態的危険とは異なることとなり、その結果、その内部で蓄積された資金が不当に支出される。それゆえに、ここまでの解釈は (iv) 危険除斥説に近似するし、前述した保険収支に悪化に繋がるものであり、保険事故招致免責の趣旨を検討する場合の縦糸・横糸を包括的に説明できるものであると考える。そこで、これを法的にみると、保険事故招致は信義則ないし公益に違反することとなり、それゆえに、商法641条に定める保険事故招致免責の立法趣旨は、信義則違反ないし公益違反に求めるべきであると考えられる。保険契約において必ずしも保険給付の受益者とは

(16) このように本条の立法趣旨・根拠をめぐっては様々な見解が見られるが、いずれの見解もそれだけでは十分に説得力のあるものとはいえないと思われるとの指摘がある（近藤・前掲注(9)514頁）。

(17) 拙稿「保険本質論の法的再検討—保険契約と他の契約との区別を目的として—」神戸学院法学25巻1号161頁（1995年）。ここにいう静態的危険とは、その発生が個別的にみた場合には偶然的であり、不規則ではあるが、これを集団的に観察すれば、そこに一定の規則性を見出すことのできるもの、すなわち、保険の技術的要件を満たす危険をいい、純粹危険とは、それが現実化した場合、経済的不利益のみをもたらす危険をいう（水島一也『現代保険経済（第8版）』3頁～4頁（千倉書房・2002年））。

ならない保険契約者について公益違反の趣旨が及ぶかという点については、この者が保険事故を招致することで、危険団体の内部で蓄積された資金が不当に支出される意味において、公益違反の趣旨が及ぶと解することができる⁽¹⁸⁾と考える。その限りにおいて、この考え方は (iii) 条件成就説に含まれることになろう。

2. 保険法17条の立法趣旨

免責事由について、商法は、損害保険契約に関して、(i) 戦争・変乱免責(商法640条)、(ii) 固有の瑕疵・自然の消耗免責(同641条前段)、(iii) 保険契約者等の故意・重過失免責(同641条後段)を定めている。これに対して、保険法では、(ii) が削除されるとともに、(iii) について責任保険契約に関する特則⁽¹⁹⁾が設けられた。すなわち、保険法は、その17条に、「保険者の免責」として次のように定める。

「第17条 保険者は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じた損害をてん補する責任を負わない。戦争その他

(18) 筆者は、生命保険契約において、保険契約者等による被保険者故殺免責を定める商法680条1項2号・3号または免責条項の規定の趣旨として、行為者が保険金受取人である場合については公益性違反を、保険契約者である場合については信義則違反をあげる立場を支持したいとしている(拙稿・前掲注(4)121頁)。損害保険契約における保険契約者と被保険者、生命保険契約におけるこれらの者と保険金受取人を各契約において総合的に考えると、法的な立場の違いこそあれ、いずれも保険者に対置する者であることから、保険事故招致免責の趣旨について違わせる必要性はないのかもしれない。

(19) 保険法17条2項では、保険契約者等の重過失が免責事由とされていない。その理由は、「責任保険契約は被保険者の不法行為等による損害賠償債務の負担に備えて締結されるため、その性質に照らし、被保険者の重大な過失を保険者の免責事由として掲げないものとしている」とされる(法務省民事局参事官室『保険法の見直しに関する中間試案の補足説明』67頁(2007年)[萩本修編著『保険法立案関係資料』別冊商事法務321号130頁(商事法務・2008年)])。

損害保険契約における法人による保険事故招致免責

の変乱によって生じた損害についても、同様とする。

②責任保険契約（損害保険契約のうち、被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するものをいう。以下同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項中『故意又は重過失』とあるのは、『故意』とする。⁽²⁰⁾

以上のことからすると、保険契約者等の保険事故招致免責について、保険法17条1項前文の立法趣旨は、商法641条後段のそれと基本的に変わるものではないと解される。⁽²¹⁾ただ、保険法は、損害保険契約の定義として、「保険契約のうち、保険者が一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約するものをいう」（保険法2条6号）と定めていることから、商法629条に関する偶然性と故意免責との関係に関する問題を裁判所の判断に委ねたものであるといえ、故意免責が任意規定であるとされる限り、これに関する約款の規定ぶりおよび解釈について引き続き検討が必要とされよう。⁽²²⁾

(20) 保険法はその他に、生命保険について51条、傷害・疾病保険について80条に保険者の免責をそれぞれ定める。保険法の保険者免責規定に関する解説として、竹瀆修監修＝高山崇彦編著『速報 Q & A 新保険法の要点解説』152頁（金融財政事情研究会・2008年）（茂木信太郎筆）、大串敦子＝日本生命保険生命保険研究会編『解説 保険法』74頁（弘文堂・同）（藤井誠人筆）、上松公孝＝北沢利文監修『改正保険法早わかり』73頁（大蔵財務協会・同）、福田弥夫＝古笛恵子編『逐条解説 改正保険法』53頁（ぎょうせい・同）、吉澤卓哉「損害保険契約における保険者免責」落合誠一＝山下典孝編『新しい保険法の理論と実務（別冊 金融・商事判例）』178頁（同）、萩本修編著『これ一冊でわかる！ 新しい保険法』61頁（金融財政事情研究会・同）、落合誠一監修・編著『保険法コンメンタール（損害保険・傷害疾病保険）』53頁、151頁（損害保険事業総合研究所・同）（山下典孝筆）、萩本修編著『一問一答・保険法』120頁、192頁、194頁（商事法務・2009年）を参照。

(21) 大串＝日本生命編・前掲注(20)74頁～75頁（藤井筆）、福田＝古笛編・前掲注(20)54頁、吉澤・前掲注(20)181頁。

(22) この問題について、吉澤・前掲注(20)181頁、182頁～183頁を参照。

[4] 第三者による保険事故招致

商法641条の解釈として、保険契約者等以外の第三者による保険事故招致については、保険者免責をどのように考えればよいのであろうか。この点については、次のような2つの見解がある。

(i) 自己責任主義

この見解は、保険契約者等以外の第三者の保険事故招致は、当然には保険者免責の事由にならないとする考え方である。⁽²³⁾しかし、第三者による保険事故招致の際に、保険契約者等が教唆・共謀している場合には、保険契約者等による事故招致として、保険者免責となるとする。それゆえに、たとえば、被保険者である法人の機関、被保険者の法定代理人・家族・被用者などによる保険事故招致も、当然には免責とはならない。⁽²⁴⁾

(ii) 代表者責任理論

この見解は、そもそも、ある人物が法人を代理・代表する権限があるか否かを問わず、その者が保険契約者等から保険の目的の管理を委ねられている関係にある場合に、この者を保険契約者等の代表者として、この者による保険事故招致であれば保険者免責とすると考えるものである。すなわち、保険契約者等が、保険の目的について危機管理者としての地位を完全に退き、その代わりに、第三者が保険の目的について事実上危機管理者としての地位に立つならば、第三者を保険契約者等の代表者と解し、この代表者による保険事故招致を保険契約者等のそれと同視して、保険者免責となるとする考え方である。⁽²⁵⁾

以上のように、保険契約者等以外の第三者による保険事故招致につい

(23) 坂口光男『保険法』206頁（文真堂・1991年）。

(24) 近藤・前掲注(9)515頁。

(25) 坂口・前掲注(23)206頁，小倉博「法定免責事由」塩崎勤＝金澤理編『裁判実務大系(26)（損害保険訴訟法）』85頁以下（青林書院・1996年），出口正義「法人の機関の保険事故招致に関する一考察」損害保険研究65巻3＝4号合併号208頁以下（2004年）を参照。

損害保険契約における法人による保険事故招致免責

て2つの考え方があるが、いずれの立場によるかによって、保険免責となる保険事故招致者の範囲については結論が異なることになる⁽²⁶⁾と指摘される。しかしながら、基本的には、自己責任説に基づいて説明する立場を支持したい⁽²⁷⁾。というのは、保険契約者等として保険証券にその名称・商号等が記載されている者による保険事故招致が保険者免責とされるのは、前述の趣旨により当然のことであり、それは自己責任であるといえるのに対して、保険契約者等以外の第三者は、保険証券にその名称・商号等が記載されているわけでないことから、自己責任の観点からして、その者による保険事故招致が、原則として、保険者免責とされないのは当然であろう。とはいいものの、第三者による保険事故招致の際に、保険契約者等が教唆・共謀している場合には、保険契約者等による事故招致として、保険者免責となると解されるが、それは、かかる第三者の行為により保険給付がなされるとすると、被保険者に経済的な利益が不当にもたらすことになる⁽²⁷⁾と考えるからである。それゆえに、第三者の範囲を考える場合には、被保険者について不当な経済的利益がもたらされるか否かをみる必要があると考える。

(26) 近藤・前掲注(9)517頁。

(27) この免責規定については、商法641条をめぐる見解のうちどれか1つだけによって整合的に説明することはむずかしく、第三者のためにする保険契約の場合においては、保険契約者の取締役の保険事故招致も保険者が免責とされる理由が説明しがたく、最終的には、信義則や公序良俗から説明できるとしても、重過失行為も免責になることについては説得力のある説明は容易ではないとして、約款にあげられている者それぞれに分けて考えていくべきであるとする見解がある。それによれば、(i) 保険契約者があげられるのは、保険契約関係に関わりうる者だからであり、このような者自身が保険事故を承知することは信義則に反する、(ii) 被保険者があげられるのは、保険金の利益を直接受けるべきものだからであり、自ら利益を受ける者による保険事故招致による保険金請求権も信義則に反する、(iii) 被保険者ないし保険契約者があげられるのは、保険の目的を維持管理しうる立場にあると予想される者だからであるとされる(近藤・前掲注(9)522頁)。

[5] 法人による事故招致

1. 法人による事故招致

保険契約者等が法人の場合、法人自らの保険事故招致が考えられるのか否か、考えられるとすれば、いかなる場合がそれにあたるのが問題となる。⁽²⁸⁾この問題を検討するにあたっては、第三者による保険事故招致に関する趣旨をめぐる前述の見解が基礎となろう。

とりあえず、法人による保険事故招致に関する前述の2つの見解に従って、前述の問題をおおまかに検討すると、自己責任主義によれば、法人の機関構成員のように、法人と法的、経済的に密接な関係のある者が保険事故を招致した場合には、動機の問題とし、その者が法人に保険金を取得させる目的を有していなかった場合には、保険者は免責されないということになろうし、代表者責任論によれば、法人の機関構成員であるか否かを問わず、法人に代わって保険の目的を事実上管理する地位にある者の故意・重過失を法人の故意・重過失とするということになろう。

法人契約では、保険契約者等が法人であることから、法人による保険事故招致として扱うことになるが、保険事故招致という事実行為を法人はなしえないゆえに、自己責任主義の立場を厳格に貫く場合、不当な結果となることから、法人を構成する自然人である機関による行為としてとらえることになる。⁽²⁹⁾いかなる場合、機関による保険事故招致が法人のそれとして理解され、保険者免責になるのか検討しなければならないが、この場合、その基準として、当該行為者が、(i) 保険契約の締結またはその維持・継続について決定する権限を付与しているか否か、(ii) 保険金の受領または使用について決定する権限を付与されているか否かということが当てはまると考える。というのは、法人において、取締役

(28) 本稿の考え方は、拙稿・前掲注(4)109頁のそれとほぼ同じであることから、表現内容がともに重なることがある。

(29) 近藤・前掲注(9)517頁。

損害保険契約における法人による保険事故招致免責

は、通常、各業務について執行する権限が付与されており、その権限に関連して責任を負うものであるということから、その基準は、かかる業務執行に関する授權の有無にあると解されるからである。それゆえに、かかる権限を有している者が保険事故を招致した場合には、保険者は免責されると解される。また、保険契約の締結から保険金の支払を受けるまでの手続きは、法人の規模をとわず、一般的に、代表取締役の名義でなされるであろうことから、その肩書きからすれば、たとえかかる権限が付与されていなくとも、この者による保険事故招致は保険者免責になると解される。⁽³⁰⁾

とはいうものの、代表権限のない取締役の中には、形式上、前述のような権限を持たないが、会社を実質的に支配している者、あるいは、保険金の受領による利益を直接享受する立場にある者も存在すると考えられる。かかる者が保険事故を招致した場合、商法641条の趣旨である信義則ないし公益に照らして考えると、かかる者による保険事故招致は代表取締役によるそれと同視することができるから、保険者免責の対象にすべきである。⁽³¹⁾

しかし、かかる者が保険契約について業務執行権限を形式的に有していない場合には、当該会社の規模や構成、保険事故の発生時における取締役の会社における地位や影響力、取締役と会社との経済的利害の共通性ないし取締役が保険金を管理・処分する権限の有無、行為の動機等を基準として判断することになろう。ここでいう保険金を管理・処分する権限とは形式的権限および実質的権限をいい、保険契約の締結・維持もまたこの基準の中に含めるべきであると考えられる。このように、会社を実質的に支配している者、保険金の受領による利益を直接享受する立場にある者は、実質的に前述のような権限を有していることになる。⁽³²⁾

(30) 拙稿・前掲注(4)126頁。

(31) 拙稿・前掲注(4)126頁。

(32) 拙稿・前掲注(4)126頁。

また、保険事故の前後を通じて会社を実質的に支配する者と、保険事故によってただちに会社を実質的に支配できるような者との取扱いを異にすべきか否かについては、否定的に考える。というのは、保険事故発生直後に会社を実質的に支配できる者は保険金を管理または処分することができると考えられることから、商法641条の趣旨に反するし、代表権限のない取締役の場合と同じように取り扱うことができると解されるからである。⁽³³⁾

さらに、保険事故を招致した保険契約者等については、保険事故発生当時、保険金取得の意思を必要とするか否かについては、商法641条の趣旨からして、かかる意思の有無を問うことなく、一律に保険者免責とされたと解するべきであろう。さらに、保険事故発生時において保険事故招致の行為者が保険契約の存在に関する知・不知により免責条項の適用の有無は左右されるか否かについて、当該行為者が保険契約の存在を知らない場合には、保険金を管理・処分する権限を有していない可能性が高いことから免責とならないともいえるが、当該行為者と会社との経済的利害の共通性の観点からすれば、商法641条の趣旨からして、保険契約の存在を知らなくとも、免責の対象となると解する。⁽³⁴⁾

2. 判例の検討

(1) はじめに

約款では、前述のように、保険事故招致免責の対象者として、「保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）」と定めることが多い。⁽³⁵⁾

(33) 拙稿・前掲注(4)127頁。

(34) 拙稿・前掲注(4)127頁。

(35) 約款規定の解釈について、田辺康平＝坂口光男編『注釈住宅火災保険普通保険約款』69頁以下（中央経済社・1995年）（坂口光男筆）を参照。

損害保険契約における法人による保険事故招致免責

判例では、かかる対象者として、会社の代表者（【8】）、会社の代表者ないしこの者と意を通じた会社関係者（【5】【6】【9】【10】【15】）、実質上の会社の代表者ないしこの者の意を受けた者（【7】【13】【14】）、監査役（【11】）、危機管理者（【12】）、会社破産後の従前の取締役（【2】～【4】）をあげている。

（2）約款規定の趣旨

【2】では、条件成就説および代表者責任論に近い解釈に基づき保険者免責が認められている。これに対して、下級審判決では、一般論として、代表者責任論に近い解釈を行い保険者免責を認めているものがみられるが、その多くは、一般論をあまり展開せず、故意免責を拡張して適用していると解することができる。⁽³⁶⁾ そのような中で、【12】は、自己責任主義によっても代表者責任論によっても保険者は免責されるとしている。これは、実質を重視する実務に沿ったものであると評価できる。⁽³⁷⁾

（3）保険事故招致免責の対象者

（i）取締役

約款の規定では、法人の「理事、取締役」が明示されている。会社の場合、代表取締役などの会社の代表者がこれに該当することは明かである（【5】【6】【8】【9】【10】【15】）。その中でも、【8】では、本件火災は、会社の代表取締役が放火したものと推認するのが相当であると判示されており、保険事故を招致した者が代表権のある者である限りにおいて、本件判決は妥当であるといえる。⁽³⁸⁾

さらに、代表権のない取締役もまたこれに該当すると解される。というのは、会社の意思決定について責任を負う取締役が保険事故を招致した場合、代表権の有無にかかわらず、この者の行為を会社の行為としてとらえることは、会社における取締役の地位の重要性からみて不合理で

(36) 山下・前掲注(11)376頁。

(37) 控訴審・札幌高判平成11年10月26日（前掲注(8)）も同旨である

(38) 竹瀨・前掲注(13)363頁。

はないといえるし、免責条項の適用範囲を明確にすべきである⁽³⁹⁾と考えるからである。

なお、「法人の業務を執行するその他の機関」は、「法人であるときは」という文言との関係で、⁽⁴⁰⁾理事や取締役以外の者を機関としている法人についていうものと解される。すなわち、理事、取締役以外の名称を有するもので、神社の神主、寺院の住職、総裁等の名称を有するものを指すことは明かであるが、解釈によって、業務執行権を有する者の命令によって業務を執行する者（使用人）まで拡張されるおそれがあることから⁽⁴¹⁾すると、これには代表執行役および執行役（会社法402条）が該当すると解されるので、これらの者による保険事故招致は保険免責の対象となると考える。⁽⁴²⁾その限りにおいて、最高裁が【2】において判示している立場は妥当であると解する。

(ii) 会社破産後の従前の取締役

【2】～【4】では、会社破産後の従前の取締役が約款規定にいう取締役に該当するか否かが争われている。会社が破産した場合、従前の取締役は、【4】では、「当然退任すると解する場合はもとより、一定の限度で取締役の地位を保持すると解する場合にも、会社財産の維持管理ないし処分に関わる余地がなくなる」とされているが、破産管財人の権限は破産財団の管理処分に限定されるものであることから、それ以外の行為は従来の取締役が執行するのが自然であると解されているゆえに、当該取締役は残務処理をしなければならないはずである。また、従前の取締役は、「免責条項が前提とする取締役とは、その性格が著しく異なるものになり、取締役ということばで普通に理解される立場の者とも著しく異なるものになる」ともいえるが（【4】）、【2】～【4】における従前の

(39) 近藤・前掲注(9)524頁、竹瀨・前掲注(13)363頁。

(40) 近藤・前掲注(9)523頁。

(41) 田辺＝坂口・前掲注(35)74頁（坂口筆）。

(42) 竹瀨・前掲注(13)366頁。

損害保険契約における法人による保険事故招致免責

取締役Bは保険の利益を受ける者であるゆえに、商法641条および免責条項の趣旨からして、少なくとも、危機管理上、取締役であったと考えるべきであると解する。⁽⁴³⁾それゆえに、【2】の判断は妥当であると解する。

(iii) 実質上の会社代表者

【7】【13】【14】では、実質上の会社代表者が約款規定にいう保険者免責の対象者に該当するか否かが争われている。この者は、実質的には取締役として活動しているが、形式的には取締役ではなく、法的手続に基づいて取締役に選任されている者ではない。しかしながら、会社がこの者を取締役として扱っている限りにおいて、この者を約款の規定にいう取締役、ないし「法人の業務を執行するその他の機関」として扱うことができると解する。それゆえに、上記裁判例の判断は妥当であると解する。ただ、会社がこの者を取締役として選任ないし処遇したことがない場合や、この者が取締役と称して行動しているにすぎない場合には、免責条項に該当しないと解するべきであろう。⁽⁴⁴⁾

(iv) 会社代表者または実質上の会社代表者の意を受けた者

【5】【6】【9】【10】【15】では、会社の代表者と意を通じた会社関係者が、【13】【14】では、実質上の会社の代表者の意を受けた者が、約款規定にいう保険者免責の対象者に該当するか否かが争われている。それぞれの裁判例の判断は妥当であると解される。この場合、たとえば放火という事実行為を行った者が、会社の代表者または実質上の会社の代表者自身なのか否か、あるいは、これらの者の意を受けた関係者か否か不明であるものの、いずれかの者による行為によって保険事故が発生したという場合が想定されるが、免責条項の規定の文言からして、当然のことながら、関係者は会社の代表者または実質上の会社の代表者の意を受けた者あるいは関与した者であることが必要とされる。

(43) 近藤・前掲注(9)532頁、竹瀨・前掲注(13)366頁。

(44) 竹瀨・前掲注(13)365頁。

(v) 監査役

【11】は監査役の保険事故招致を免責としているが、その根拠を、免責条項の規定ではなく、当該監査役は保険契約関係に關与しうる者であり、保険金の利益を受ける者であるとして、信義則違反に求めている。そうであれば、保険金請求に利害関係を有する者は少なくないことから、免責の範囲は拡大し、かつ、不明確になる⁽⁴⁵⁾。また、【11】では、AがX会社の経営に深く關与していたとはいえ、監査役にすぎず、本件建物を事実上管理していたわけでもないから、「理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関」に該当するということはできず、免責特約による免責は認められないと判示されており、約款規定を厳格に解している点については評価できる。【11】の監査役は取締役でもなければ、目的物の管理者でもないゆえに、この者の保険事故招致を保険者免責にすることは難しい。とはいうものの、【11】で認定された事実をみると、会社との関係の度合いは、会社代表者の意を受けた者と比較すれば、きわめて深いといえる。そうであるならば、この者は事実上の会社代表者に比肩するものであるといえよう。

(vi) 危機管理者

【12】では、会社代表者が資金繰り等をするほかは、店舗における営業の実際のほとんどをAがしており、その一環として店舗を管理していたことからして、この者の保険事故招致を保険者免責の対象としている。Aは資金繰り等に關与していないことから、保険金の取得について利害関係を有していないということもできようが、目的物である店舗の管理をしていることから、当該店舗について危機管理上の責任を負っているといえる。

なお、下級審判決では、保険者免責の対象となる第三者の範囲が明らかにされることのほかに、保険者免責になる前提が明らかにされている。

(45) 近藤・前掲注(9)530頁。

損害保険契約における法人による保険事故招致免責

すなわち、後者について、下級審判決の大半では、火災の原因、行為態様、放火犯人等を直接証明する証拠に乏しいことから、種々の間接事実の積み重ねによって推認する方策がとられている。

[6] おわりに

商法641条に定める保険事故招致免責の立法趣旨を検討する場合、保険契約の性質に視座を定めると、それは、被保険者の有する危険（静態的かつ純粹危険）が保険契約者等によりもたらされた場合、危険団体の内部で蓄積された資金が不当に支出されることから、保険事故招致は信義則ないし公益に違反するゆえに、信義則違反ないし公益違反に求めるべきであると考ええる。このことは保険法17条についても妥当すると考える。

保険契約者等以外の第三者による保険事故招致については、自己責任主義と代表者責任理論の2つの考え方があるが、いずれの立場によるかによって、保険免責となる保険事故招致者の範囲については結論が異なることになると思われる。しかしながら、基本的には、自己責任説に基づいて説明する立場を支持したい。

保険契約者等が法人である場合の保険事故招致については、当該行為者が、(i) 保険契約の締結またはその維持・継続について決定する権限を付与しているか否か、(ii) 保険金の受領または使用について決定する権限を付与されているか否かということが当てはまると考える。